

地域クラブ活動実証事業運用業務委託仕様書

1 業務名称

地域クラブ活動実証事業運用業務委託

2 業務目的

新たなステークホルダー^{※1}と連携し、地域スポーツクラブの立ち上げと運営を行う。また、それら地域スポーツクラブを実証の場として、企業からの支援を得て、移動手段の確保や活動場所の確保等課題を克服した持続可能なクラブの仕組みづくりを行い、成功事例を他クラブ等へ波及させる。

3 業務実施場所

長野市大字鶴賀緑町

4 委託期間

契約締結の日から令和8年2月6日（金）まで

5 実施概要

(1) 場 所

長野市大字鶴賀緑町

(2) 対 象

地域スポーツクラブ、生徒及び保護者

(3) 方 法

新たなステークホルダー^{※1}が中心となった新たな地域スポーツクラブを立ち上げ、受託事業者との連携により、保護者対応、会費の徴収等効率的な事務局運営が行える新たな仕組みを考案・実践し、その効果を検証するもの。

また、これまで情報発信や協力依頼が行えず、有効な連携が図れていなかった企業や事業者も部活動の地域展開に参画できる仕組み作りを進める。企業との連携を拡大し、移送手段の確保、活動場所の確保等部活動の地域展開が抱える課題解消のに向けた仕組みを実践する。

※1 新たなステークホルダーとは、これまで部活動の地域展開の受け皿として活動した実績がなく、当該事業への参画により、今後も受け皿としての活動が拡大することが見込まれる主体を言う。

例) 地域密着型プロスポーツチーム、部活動の地域展開をビジネスとして取り組む企業等

(4) 事業イメージ

当該事業は、企業や事業者の支援を得て、効率的な運用を行い、移手段の確保や活動場所の確保等課題を克服した理想的な地域スポーツクラブの立ち上げと運営を実践するもの。

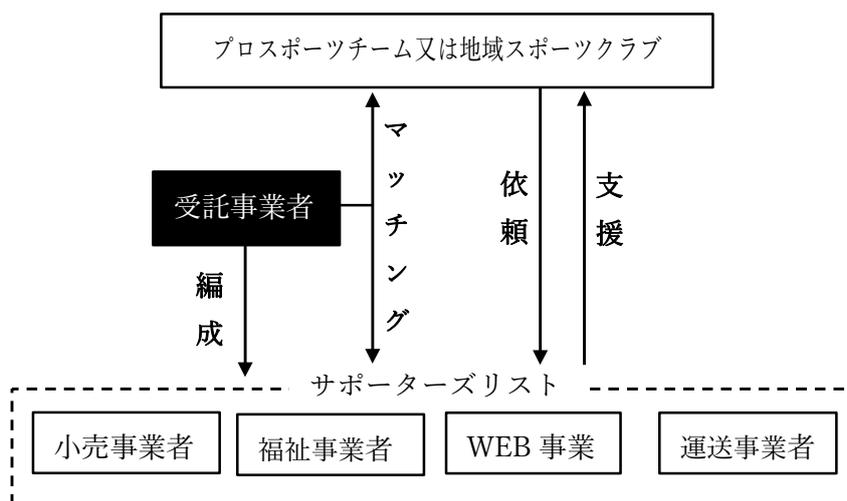
なお、地域スポーツクラブの立ち上げについては、これまで部活動の受け皿となる活動を実施したことがないプロスポーツチーム又は総合型地域スポーツクラブ等今後活動の拡大を期待できる主体を中心として組成する。

① 地域スポーツクラブの立ち上げ

受託者がコーディネートし、これまで受け皿としての活動実績のないプロスポーツチームや総合型地域スポーツクラブが運営する地域スポーツクラブを立ち上げる。

② 企業や事業者が参画する仕組みの構築

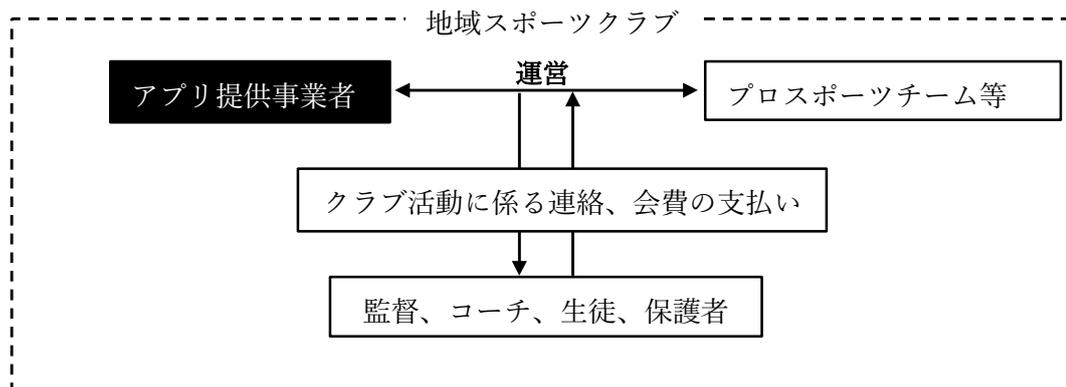
企業が部活動の地域展開に参画し、地域スポーツクラブに支援できる仕組みづくりを行う。受託者は、地域スポーツクラブの活動を支援する企業を募り、協力事業者・企業をサポーターとして、サポーターズリストを編成。それらサポーターと地域スポーツクラブをマッチングし、サポーターの支援を得て運用するクラブの仕組みづくりの実証を行う。



③ 効率的な地域スポーツクラブの運営の仕組みの構築

クラブの運営に際しては、IT技術等を活用し、効率的な事務局運営を実践・検証する。継続的な運用を見据え、監督、コーチ、保護者、生徒等との連絡や会費徴収等の業務を、人件費を抑えた効率的に行える仕組みを提案・実施を行う。

アプリ提供事業者等 IT 事業者と連携して提案を行うことを可とする。



(5) 目 標

事業者や企業等これまで参画する仕組みのなかったステークホルダーの協力を得て、地域スポーツクラブの効率的な事務局運営、移動手段や活動場所の確保等部活動の地域展開における課題を解消する仕組みを実践する。

6 業務内容

(1) 業務を遂行するための連携体制の構築

プロスポーツチームや総合型地域スポーツチーム等核となるステークホルダーとの協力関係を構築する。また、IT 事業者等事務の効率化を実現できる事業者との連携体制を確保する。

(2) 打ち合わせ

最低3回の打ち合わせを要し、各回2時間程度の時間を見込むこと。

なお、上記回数については、見積額を積算するために示す基準であり、実施の際には、双方で合意すれば、必ずしもその回数に縛られないものとする。

(3) 企画書の作成

受託者は、当該事業（「効率的な事務局機能」、「協力事業者や企業による地域スポーツクラブの支援」）について、自らが持つ経験やノウハウを活用して、地域スポーツクラブ、保護者負担が少なく持続可能な仕組みを企画提案すること。発注者及び受託者でそれら企画に関する打ち合わせ（「（1）打ち合わせ」に含む）を行い、企画の詳細を決定する。

なお、企画書は、地域スポーツクラブの主体となるプロスポーツチーム又は総合型地域スポーツクラブ等と共同で提案書を作成すること。それら主体については、新規参入を促す意味でも、これまで取組実績のないプロスポーツチーム又は総合型地域スポーツクラブがより望ましい。

(4) 事業実施スケジュールの作成

当該業務委託は、8月以降に着手し、2月中の完了を目指すため、発注者及び受託者が綿密に連携し、共通の認識をもって、事業を計画的に進める必要がある。受託者は、企画提案に合わせ、それらが2月中に完了できるよう事業実施スケジュールを作成し、発注者の承認を得ることとする。

(5) 調整業務

調整業務としては、次の①～③を見込むこととする。

① 地域スポーツクラブの立ち上げ

- ・ 受け皿の活動がない部活動を持つ学校との調整
- ・ 核となるプロスポーツチーム又は総合型地域スポーツクラブ等との調整

② 効率的な事務局機能

- ・ 活動回数や場所、活動内容等運営方法についてプロスポーツチーム又は総合型地域スポーツクラブ等と調整
- ・ （必要に応じて）アプリ運用についてアプリ提供事業者等 IT 事業者と調整

③ 協力事業者や企業による地域スポーツクラブの支援

- ・ 支援内容について協力事業者や企業と調整・サポーターズリストを作成

- ・ 必要な支援について協力事業者や企業と調整

(6) 各事業の実施期間と回数

各事業の実施期間と実施回数（見込み）については、下表のとおりとする。

事業名	期間	活動回数	参加者数	備考
効率的な事務局機能	9月～1月	88回	40人	※参加者は広徳中、篠ノ井東中、松代中を見込む (活動回数 22週×4日を想定)
サポーターによる支援	9月～1月	10回	10社	※参加者は、サポーターズリスト編成数を見込む (実施期間 5か月×1か月2社想定)

(7) 協力事業者や企業への依頼

部活動の地域展開を支援する企業を募り、登録する。企業や事業者がどのような支援を提供できるのかリストにまとめ発注者に報告する。

なお、企業に対する営業目標は、次のとおりとする。

目標値：アプローチ件数：150社、ヒアリング件数：30件、登録件数10社

(8) 事後アンケートの実施

受託者は、ステークホルダー、生徒及び保護者に対して、事業（「効率的な事務局機能」、
「協力事業者や企業による地域スポーツクラブの支援」のいずれも）の成果を確認するためのアンケート調査を実施し、その結果を発注者に報告する。

① アンケートフォームの作成

アンケートフォームの定めはないが、中学生でも答えやすい設問で6問程度を設定する。
満足度と要望事項は、必ず含めるものとし、発注者及び受託者で打ち合わせの上決定する。

② サンプル回収及び報告書の作成

回収方法は問わない。発注者の回収しやすい方法を選択すること。また、回収したサンプルについては、報告書として発注者に提出する。その際、グラフ等を多用し分かりやすい内容にまとめること。

(9) 安全管理

① 労働災害発生の防止

委託作業の安全管理については、労働安全衛生法等関係法規の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。

② 運営・管理上の注意義務

関係法令の規定を厳守するとともに、参加者に事故等危害が発生しないよう、善良な管理者の注意をもって運営すること。

③ 事故及びトラブル発生時の対応

事故及びトラブルの発生時の連絡体制等を整備し、発生時に迅速な対応がとれるよう準備すること。また、指揮命令系統及び通報すべき関係機関を事前に確認し、書面で周知すること。

(10) 実績報告書の提出

当該事業終了後には、速やかに実施した業務の詳細が分かる実績報告を作成し、その内容が分かる写真を添えて提出すること。

7 受託者及び業務従事者の責務

(1) 秘密の保持

受託事業者及び業務従事者は、当該業務で知り得た個人情報や機密事項等を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務を終了した後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本事業を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）及び別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、市が求める場合には、個人情報の管理状況を報告すること。

(3) 著作物の利用制限

受託者は、当該業務の実施に当たり入手した著作物を、発注者の承認なしに、当該業務以外の目的に使用してはならない。

8 その他

(1) 定めのない事項

当該仕様書に定めのない事項は、発注者と受託者において協議の上決定する。

(2) 指示事項に対する対応

当該業務において発注者が必要と認め、指示した事項については、受託者は、その指示に従うこととする。

(3) 法令の遵守

業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。

(4) 委託費の性格

当該業務履行のための受託者及び業務従事者の人件費、旅費、食費、通信費、印刷製本費及び契約費用の一切の経費は、当該業務の委託料に含まれるものとする。

(5) 保険の加入

当該業務を行うに当たり、必ず保険に加入すること。なお事業の実施に伴い生じる諸費用（保険料、手数料等）は、受託事業者の負担とすること。

(6) 財産権の帰属先

当該事業において使用する資材や教材等に係る財産権は長野市に帰属すること。

(7) 再委託の可否

当該事業の実施に際しては、再委託等業務発注を行うことができることとする。ただし、再委託は委託額の50%以内にとどめることとする。なお、業務発注の際には、長野市内に所在する事業者を優先して検討・選定すること。